

洪水時における主要ダムの操作

1 大石ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	設計洪水 流 量	計画洪水 流 量	洪 水 量	発電最大 使用水量
国土交通省	大 石 川	岩船郡関川村大字大石地先	m ³ /s 1,300	m ³ /s 900	m ³ /s以上 200	m ³ /s 15

(2) ゲート操作

(大石ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第13条 羽越河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 北陸地方整備局、新潟地方気象台、荒川水力電気株式会社岩船発電所（以下「発電所」という。）その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 非洪水期間にあつては、洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第15条 所長は、非洪水期間に次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第3号により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第16条 所長は、流入量が毎秒200立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達した後、毎秒200立方メートルに減少するまで毎秒200立方メートルの流水を放流することにより洪水調節を行わなければならない。

ただし、所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においてはこれによらないことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあつては制限水位、非洪水期間にあつては常時満水位を超えているときは、すみやかに水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第18条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(貯留された流水を放流することができる場合)

第22条 ダムによって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流することができる。

- 一 水位がサーチャージ水位を超えるとき。
- 二 水位が常時満水位を超えるとき。
- 三 非洪水期間から洪水期間に移るに際し水位を制限水位に低下させるとき。
- 四 洪水期間において水位が制限水位を超えるとき。
- 五 第15条の規定により予備放流を行うとき。
- 六 第16条の規定により洪水調節を行うとき。
- 七 第17条の規定により洪水調節等の後における水位の低下をさせるとき。
- 八 第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 九 第21条の規定により流水の正常な機能の維持のための放流を行うとき。
- 十 第31条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 十一 その他にやむを得ない理由により放流を行うとき。

(3) 連絡系統

羽越河川国道事務所 (大石ダム)	—	北陸地方整備局	025-280-8880
	—	村上地域振興局	0254-52-7961 (休日・夜間 0254-52-7923)
	—	村上警察署	0254-52-0110
	—	荒川頭首工管理事務所	0254-62-2502
	—	荒川水力電気株式会社	0254-64-2402
	—	関川村	0254-64-1476
	—	村上市本庁	0254-53-2111
	—	村上市神林支所	0254-66-6111
	—	村上市荒川支所	0254-62-3101
	—	JR東日本新潟支社 施設指令	025-248-5252/5257

2 岩 船 ダ ム

(1) 基準数値等

管 理 者	河 川 名	地 点	設計洪水流量	洪 水 量	最大使用水量
荒川水力電 気株式会社	荒 川	岩船郡関川村大字片貝	m ³ /s 4,000	m ³ /s 1,500	m ³ /s 65

(2) ゲート操作

(岩船ダム操作規程抜すい)

(予備警戒時における措置)

第21条 予備警戒時においては次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時においてダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯、その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象管署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 北陸地方整備局長及び新潟県知事に対し、別表第1の例による、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。
ただし調整池からの放流は、第13条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
イ 予備警戒時に至った時における貯水位が、第3条(2)への①に規定する予備警戒時低下水位（以下本条において「予備放流水位」という。）をこえているときは、調整池からの放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
ロ 予備警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
ハ 予備警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池から放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以降においては流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
- (7) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水警戒時における措置)

第22条 洪水警戒時においては前条第1号から第5号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。
ただし、調整池からの放流は第13条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
 - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、第3条(2)への②に規定する洪水警戒時低下水位（以下本条において「予備放流水位」という。）をこえているときは、調整池からの放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
 - ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
 - ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池から放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第23条 洪水時においては、第21条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。
ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにすること。
 - イ 次の順序により、それぞれ次に掲げる流量の流水を調整池から放流すること。
 - (イ) 洪水時に至った時から、すべての洪水吐ゲートが全開となるまでの間は流入量に相当する流量
 - (ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、流入量が最大となった時を経て、貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間はすべての洪水吐ゲートを全開した時の放流量
 - (ハ) (ロ)に規定する時間が経過し洪水時が経過するまでの間は流入量に相当する流量
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水処理時における措置)

第24条 洪水処理時においては、第22条に規定する措置のほか、洪水処理時に至り、流入量が800m³/sになる時までの間は、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

附 則

この規程は平成26年12月1日から施行する。

(3) 連絡系統

通報の相手方		名称	担当機関の名称	電話	夜間・休日
名称	担当機関の名称				
(1)	新潟県知事	村上地域振興局地域整備部治水・港湾課		0254-52-7961	0254-52-7923
	関川村長	関川村役場総務課		0254-64-1441	
	村上市長	村上市役所総務課		0254-53-3365	
	村上警察署長	村上警察署		0254-52-0110	
(2)	北陸地方整備局長	羽越河川国道事務所工務第一課		0254-62-3211	
	東北電力株式会社	鷹の巣ダム管理所		0254-64-3575	

3 三面ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画洪水流量	洪水	最大使用水量
新潟県	三面川	村上市岩崩	m ³ /s 1,800	m ³ /s以上 300	m ³ /s 54

(2) ゲート操作

(三面ダム操作規則抜すい)

(洪水)

第3条 この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒300立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高121.0メートルとし、第15条の規定により洪水調節を行う場合および第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、非洪水時（流入量が毎秒300立方メートル未満であることをいう。）に水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第7条 洪水期の満水位は、標高123.5メートルとし、第15条の規定により洪水調節を行う場合および第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合は、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水調節等)

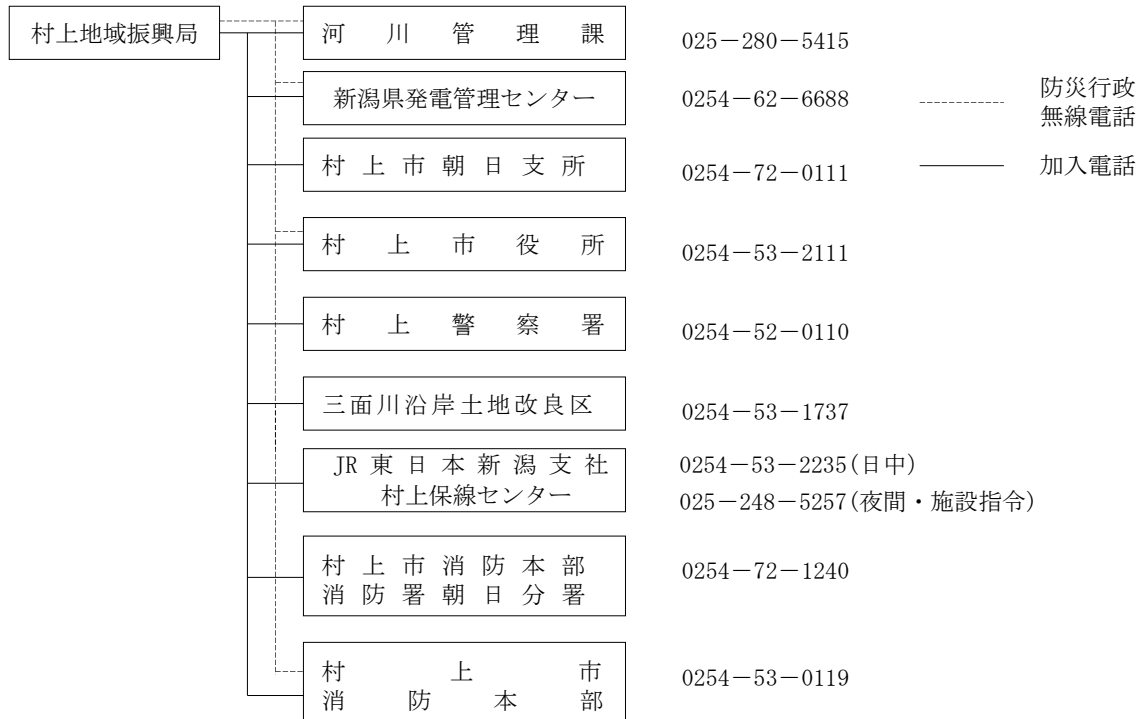
第15条 局長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。

- 一 洪水期においては流入量が毎秒480立方メートルに達した後は、流入量がいったん最大に達した後、放流量と等しくなるまでの間、クレストゲートの開度を $(2.70 - \text{発電使用水量} \times 0.25 / 54)$ メートルの一定開度に保つことにより洪水調節を行わなければならない。

二 非洪水期においては、流入量が毎秒565立方メートルに達した後は、流入量がいったん最大に達した後、放流量と等しくなるまでの間、クレストゲートの開度を $(2.15 - \text{発電使用水量} \times 0.25 / 54)$ メートルの一定開度に保つことにより洪水調節を行わなければならない。

2 ただし、気象、水象そのほかの状況により特に必要があると認められるときは、この限りではない。

(3) 連絡系統



4 奥三面ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地点	計画洪水流量	洪水	最大使用水量
新潟県	三面川	村上市三面	m ³ /s 2,400	m ³ /s以上 200	m ³ /s 40

(2) ゲート操作

(奥三面ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第13条 村上地域振興局長（以下「局長」という。）は、新潟地方気象台から流域に係わる降雨に関する注意報または警報が発せられ、洪水の発生が予想されるときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 局長は、第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 新潟県土木部河川管理課、新潟地方気象台その他の細則で定める関係機関との連絡、気象および水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転、その他洪水調節を行うに関する必要な措置。

(洪水調節)

第15条 洪水期における洪水調節および洪水に達しない流水の調節は、水位が制限水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

2 非洪水期における洪水調節および洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、非常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第16条 前条第1項の規定により洪水調節および洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を制限水位に低下させるものとする。

2 前条第2項の規定により洪水調節および洪水に達しない流水の調節を行った後においては、非常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

(操作細則抜すい)

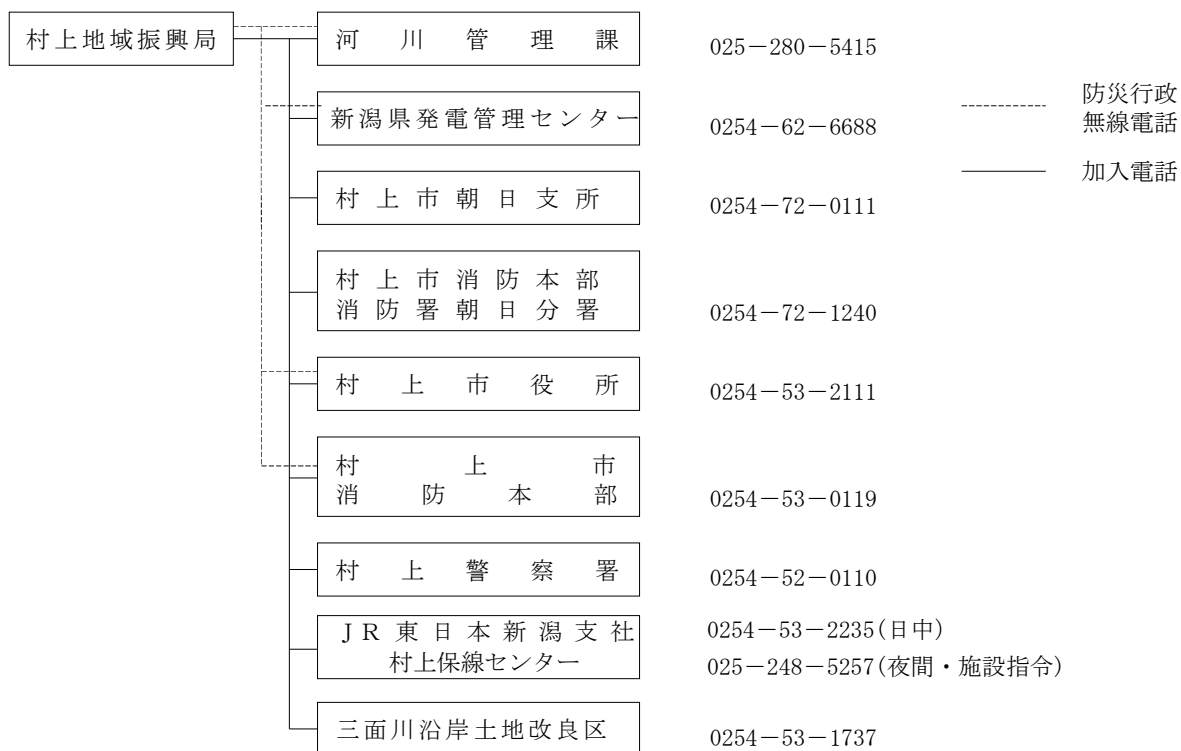
(洪水警戒体制)

第4条 規則第13条に規定する場合は、次の各号の一に該当するような場合とする。

- (1) 奥三面ダムの流域内（以下「流域内」という。）の24時間合計雨量が60ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (2) 流域内の3時間合計雨量が30ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (3) 台風の中心が東経133度から東経138度の範囲にあつて、北緯33度を超えて北上を続け降雨が予想されるとき。
- (4) その他融雪洪水等の発生が予想されるとき。

2 村上地域振興局長（以下「局長」という。）は、規則第13条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3) 連絡系統



5 加治川治水ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地点	計画洪水流量	洪水
新潟県	加治川	新発田市滝谷	m ³ /s 1,600	m ³ /s以上 150

(2) ゲート操作

(加治川治水ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第9条 新発田地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 新潟地方气象台から新発田地域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

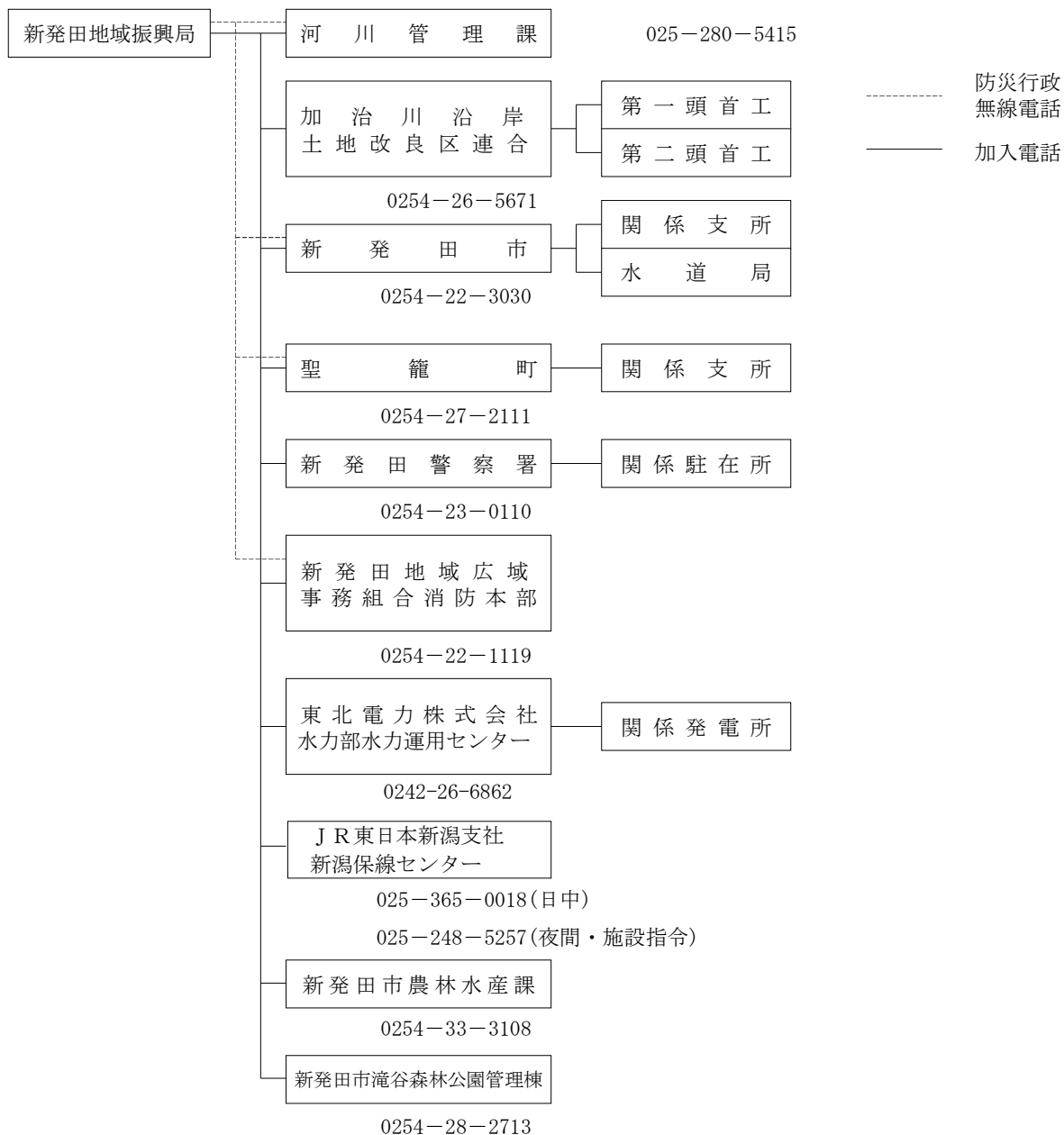
二 その他、加治川治水ダム操作細則（以下「細則」という。）で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水調節)

第11条 局長は、流入量が毎秒150立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達した後

毎秒150立方メートルに減少するまで毎秒150立方メートルの流水を放流することにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

(3) 連絡系統



6 内の倉ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画洪水流量	洪水
新潟県	内倉川	新発田市小戸	m ³ /s 710	m ³ /s以上 80

(2) ゲート操作

(内の倉ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第13条 新発田地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、洪水警戒体制をとらなければならない。

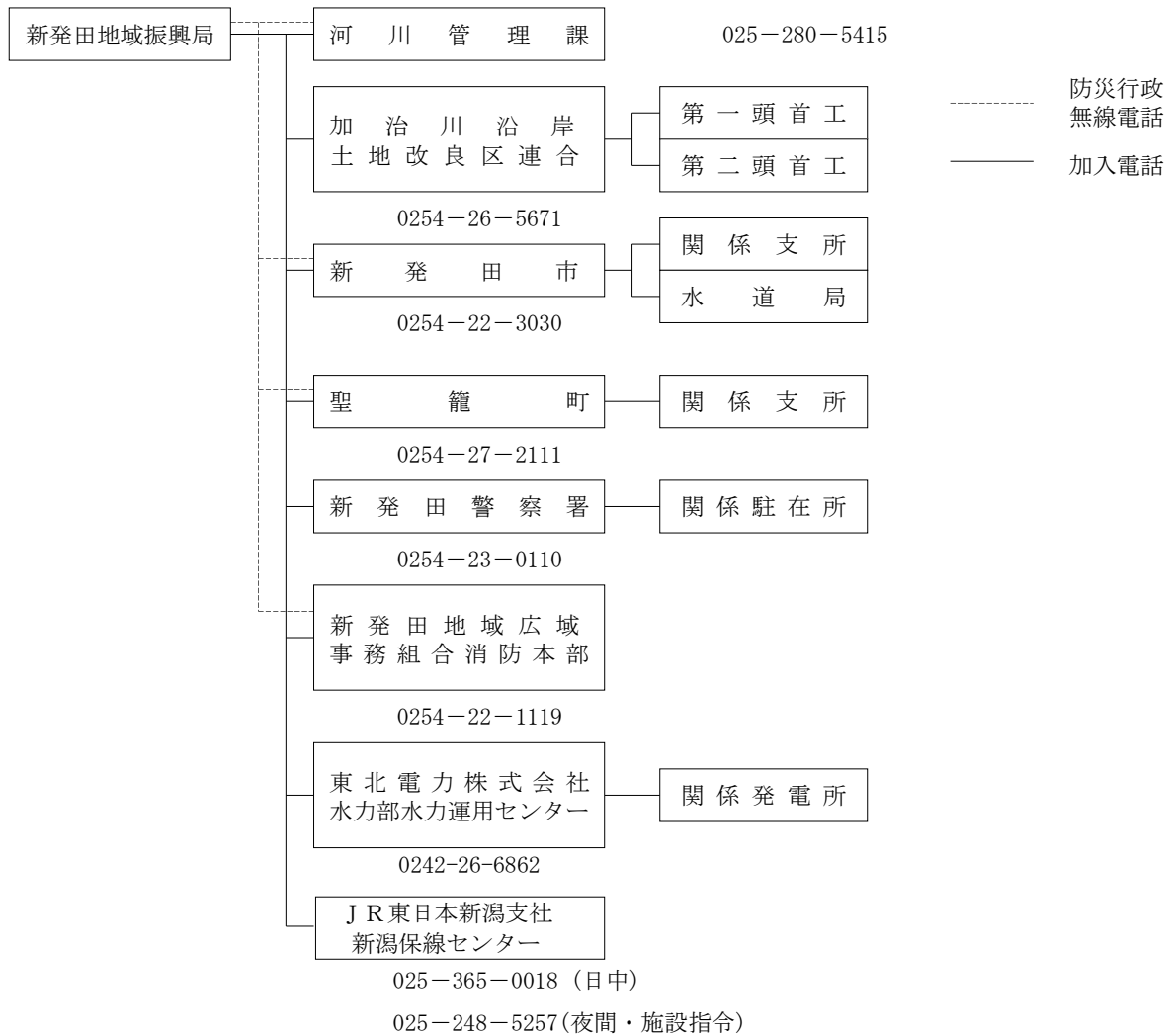
- (1) 新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が別に定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水調節)

第15条 局長は、流入量が毎秒250立方メートルに達した後は、流入量がいったん最大に達した後毎秒250立方メートルに減少するまで毎秒250立方メートルの流水を放流することにより洪水調節を行わなければならない。

ただし、局長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

(3) 連絡系統



7 胎内川ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画洪水流量	洪 水
新潟県	胎内川	胎内市下荒沢	m ³ /s 990	m ³ /s以上 450

(2) ゲート操作

(胎内川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第14条 新発田地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

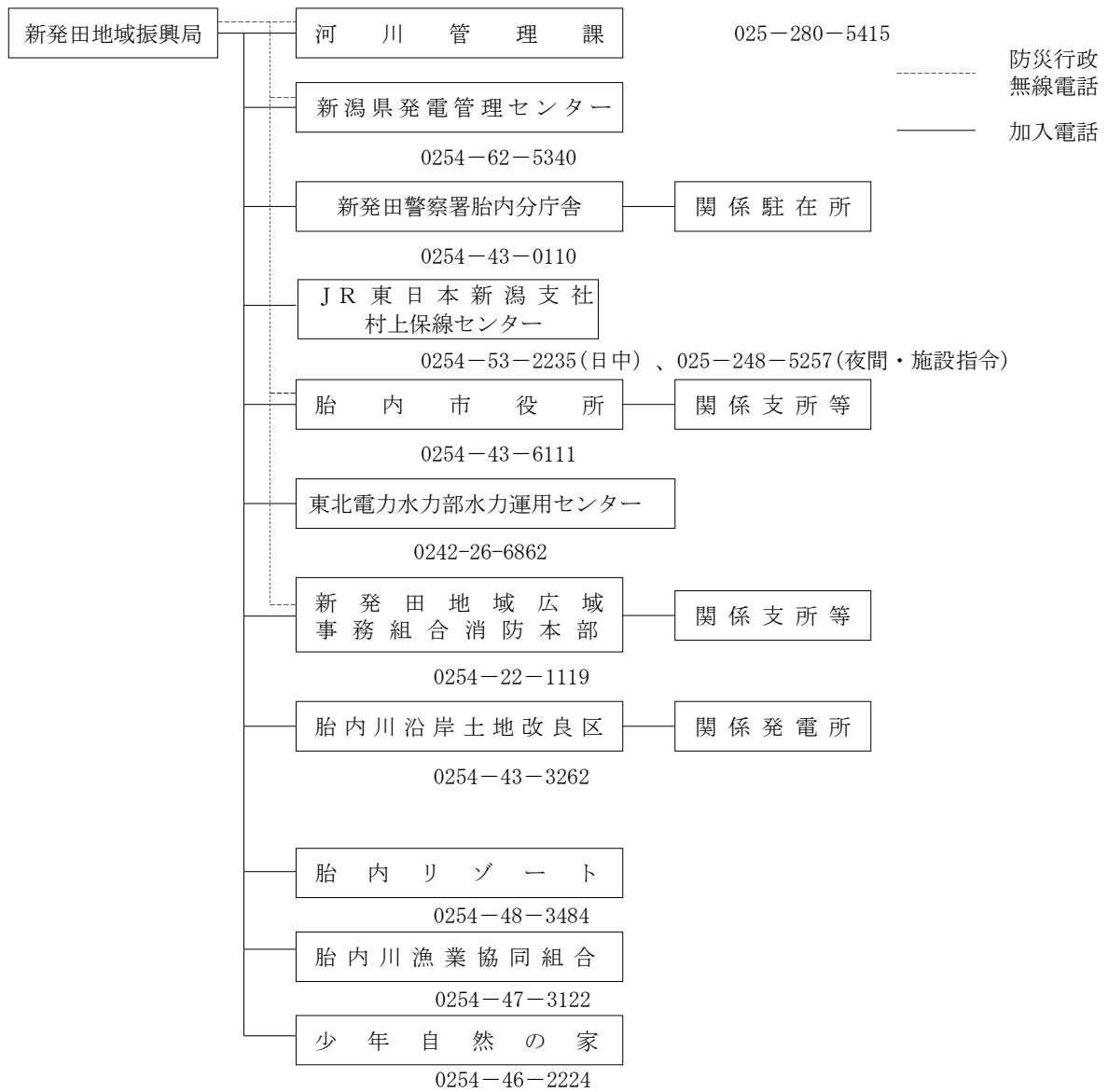
- 一 新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
 - 二 前号に掲げるもののほか、細則で定めるところにより洪水の発生が予想される時。
- 2 局長は、第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水調節)

第16条 局長は、洪水期においては、流入量が毎秒450立方メートルに達するまでは、コンジットゲートを操作して放流を行い、流入量が毎秒450立方メートルに達した後は、コンジットゲートの開度を2.9メートルの一定開度に固定して放流することにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- 2 局長は、非洪水期においては、非常用洪水吐きからの自然放流により、洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行わなければならない。

(3) 連絡系統



8 奥胎内ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画洪水流量	洪 水
新潟県	胎内川	胎内市下荒沢	m ³ /s 600	m ³ /s以上 70

(2) 操作

(奥胎内ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

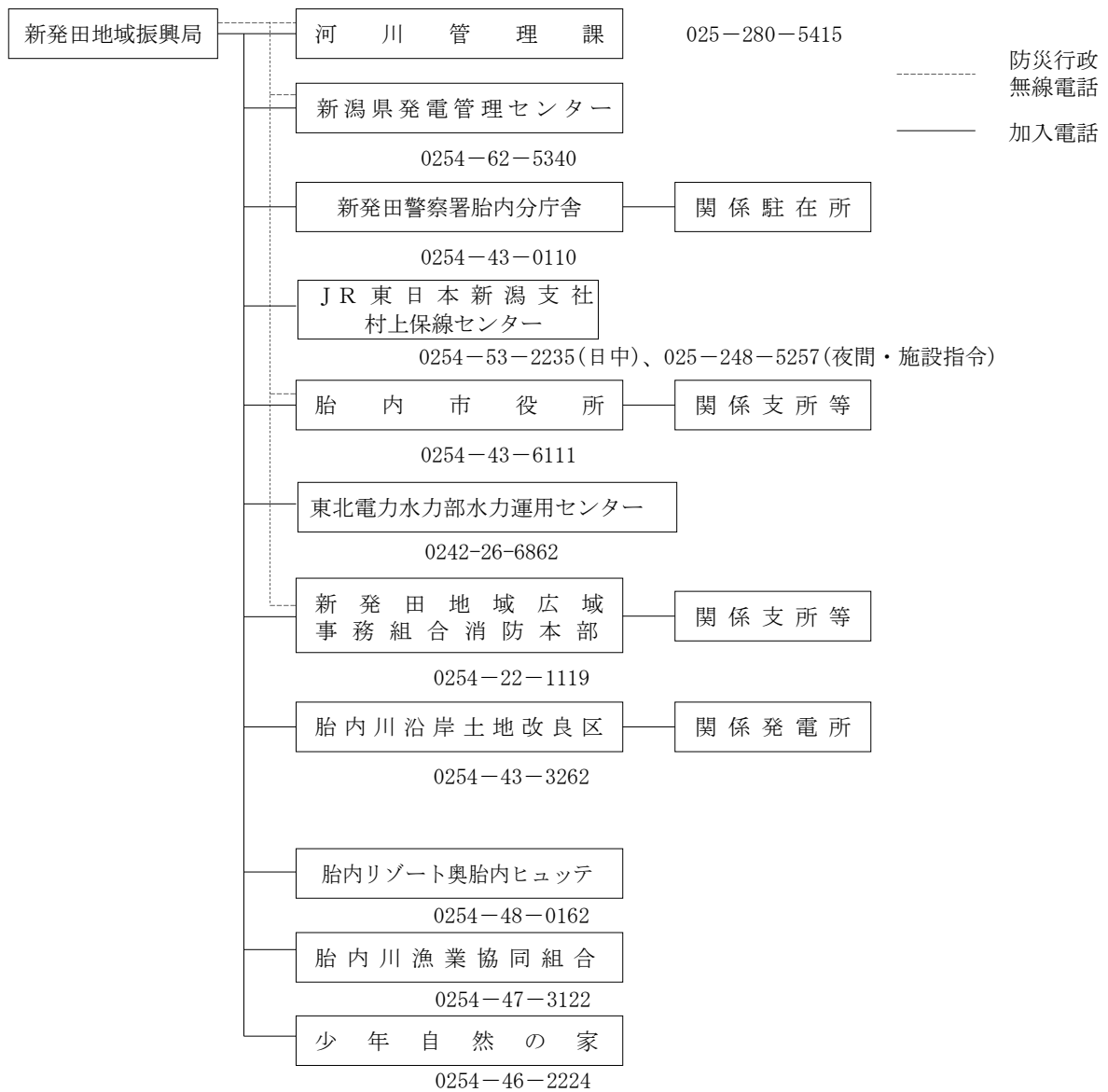
第9条 新発田地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から胎内市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水調節等)

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(3) 連絡系統



9 早出川ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画洪水流量	洪 水
新潟県	早出川	五泉市小面谷	m ³ /s 910	m ³ /s以上 130

(2) ゲート操作

(早出川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第15条 新潟地域振興局長(以下「局長」という。)は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 新潟地方気象台から五泉市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第16条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 新潟県土木部、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所、新潟地方気象台、新潟県発電管理センターその他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量を予測すること。
- 三 洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転、その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第17条 局長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第3号により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第18条 局長は、流入量が毎秒260立方メートルに達した後は、流入量がいったん最大に達した後、放流量と等しくなるまでの間コンジットゲートの開度を2.50メートルに保つことにより洪水調節を行わなければならない。

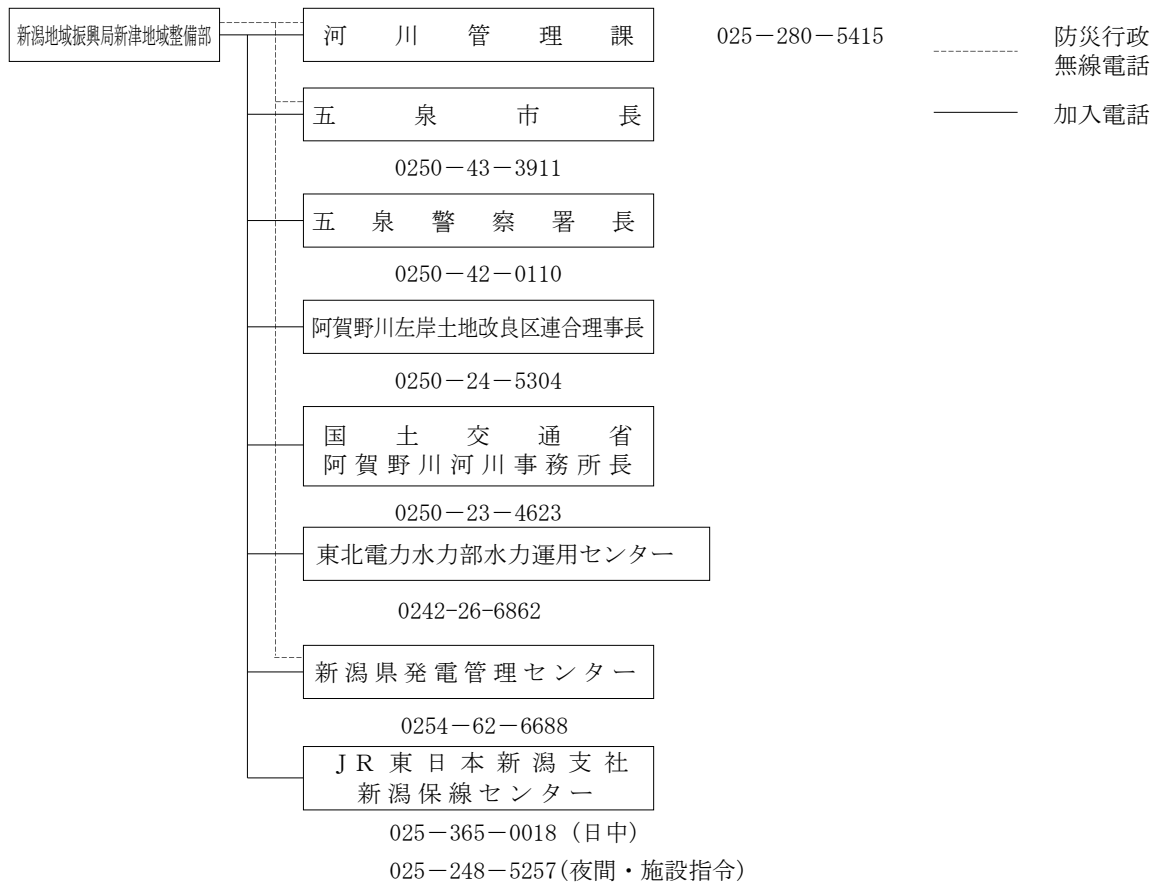
ただし、局長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認めた場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第19条 局長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあって制限水位をこえているときは、すみやかに水位

を制限水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(3) 連絡系統



10 揚 川 ダ ム

(1) 基準数値等

管 理 者	河 川 名	地 点	計画洪水流量	洪 水 量	最大使用水量
東北電力株式会社	阿賀野川	東蒲原郡阿賀町黒岩	m ³ /s 9,400	m ³ /s 3,000	m ³ /s 460

(2) ゲート操作

(揚川ダム操作規程抜粋)

第3章 洪水における措置に関する特則

(事前警戒時における措置)

第22条 事前警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第14条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
 - イ 事前警戒時に至った時における貯水位が、第3条(2)へ①に規定する予備放流水位（以下本条において「予備放流水位」という。）をこえているときは、調整池からの放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
 - ロ 事前警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
 - ハ 事前警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池から放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
- (2) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (3) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (4) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(予備警戒時における措置)

第23条 予備警戒時においては、前条第2号及び第3号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時においてダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び拡声機、夜間に屋外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 局長及び新潟県知事に対し、別表第1の例による、法第46条第1項の規定による通知をすること。

と。

(4) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第14条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ 予備警戒時に至った時における貯水位が、第3条(2)へ②に規定する予備放流水位(以下本条において「予備放流水位」という。)をこえているときは、調整池からの放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ロ 予備警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ 予備警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池から放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(5) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水警戒時における措置)

第24条 洪水警戒時においては、第22条第2号、第3号及び前条第1号から第3号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

(2) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第14条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、第3条(2)へ③に規定する予備放流水位(以下「予備放流水位」という。)をこえているときは、調整池からの放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池から放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第25条 洪水時においては、第22条第2号、第23条第3号及び前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水時に至った時から、流入量が最大となった時を経て洪水時が経過するまでの間は、すべての洪水吐ゲートを全開とし、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

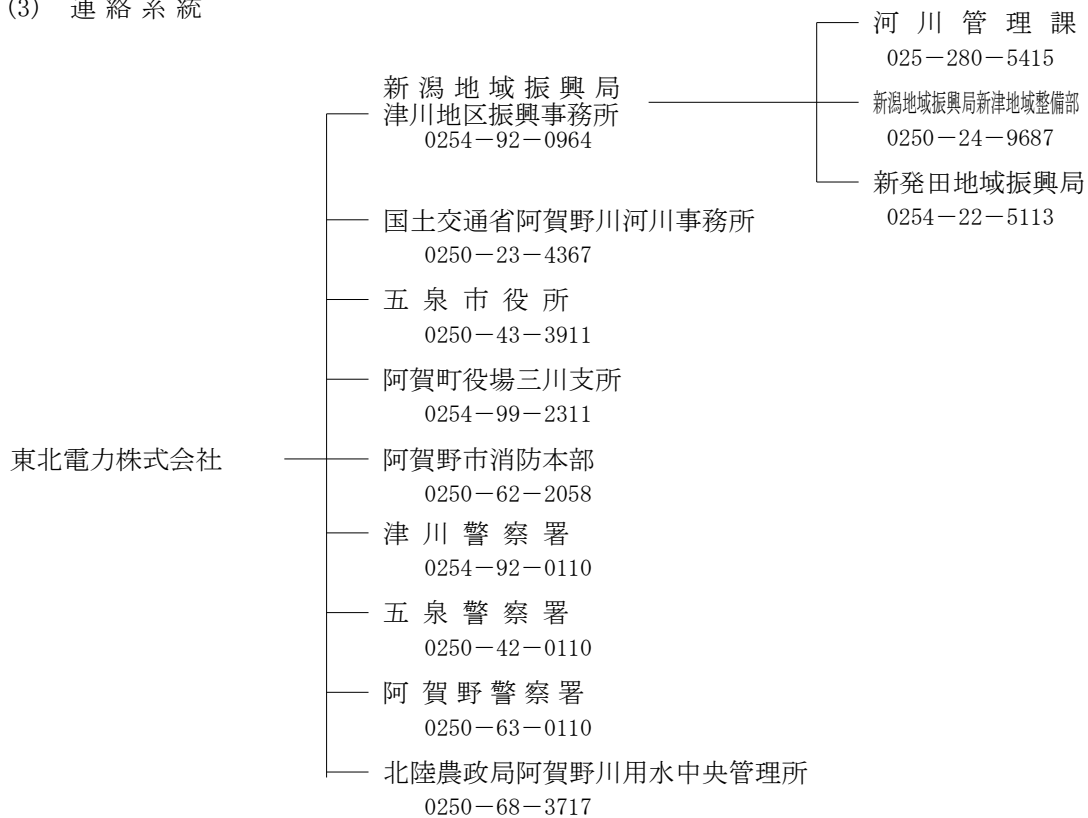
(洪水処理時における措置)

第26条 洪水処理時においては、第24条に規定する措置のほか、洪水処理時に至った時から、前条第1号の規定に基づき放流していた流量を継続し、すみやかに、貯水位を予備放流水位に等しくなるように努めることとし、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

附 則

この規程は、平成23年2月2日から施行する。

(3) 連絡系統



11 下条川ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画高水流量	計画洪水流量	洪 水
新 潟 県	下 条 川	加茂市下条字祖父坂	m ³ /s 110	m ³ /s 230	m ³ /s 8.7

(2) ゲート操作

(下条川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第10条 三条地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1) 新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

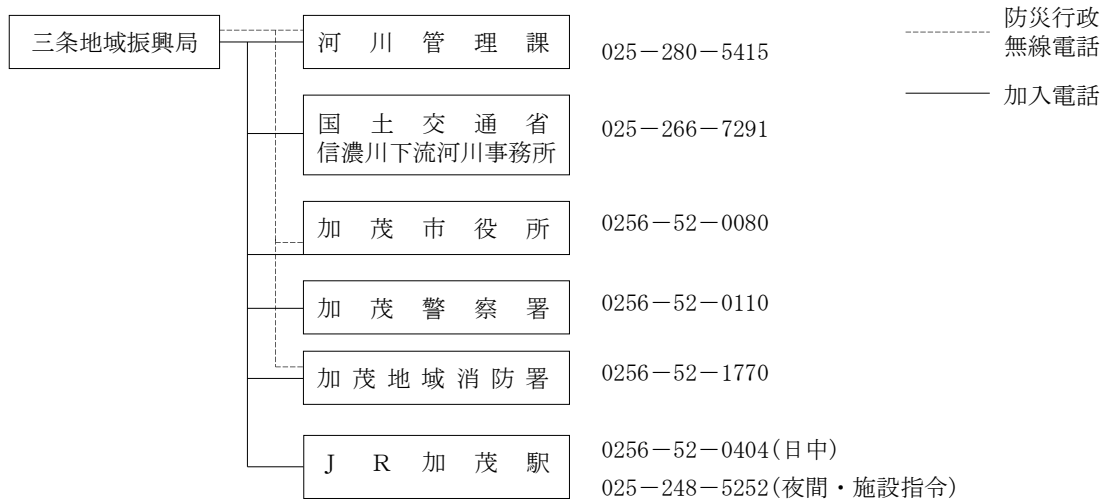
(2) 前号に掲げるもののほか、知事が別に定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水調節等)

第12条 局長は、水位が常時満水位を超える場合は、ホロージェットバルブを70パーセントの一定開度に保ち、洪水及び洪水に達しない流量の調節を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

(3) 連絡系統



12 笠堀ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地点	計画高水流量	計画洪水流量	洪水
新潟県	笠堀川	三条市笠堀	m ³ /s 880	m ³ /s 1,400	m ³ /s 140

(2) ゲート操作

(笠堀ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第16条 三条地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 新潟地方気象台から三条地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 局長は、第21条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第17条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに次の各号に定める措置を

とらなければならない。

- 一 その他の細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート並びにゲート操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第18条 局長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位をこえているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒140立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(洪水調節)

第19条 局長は、洪水期において、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

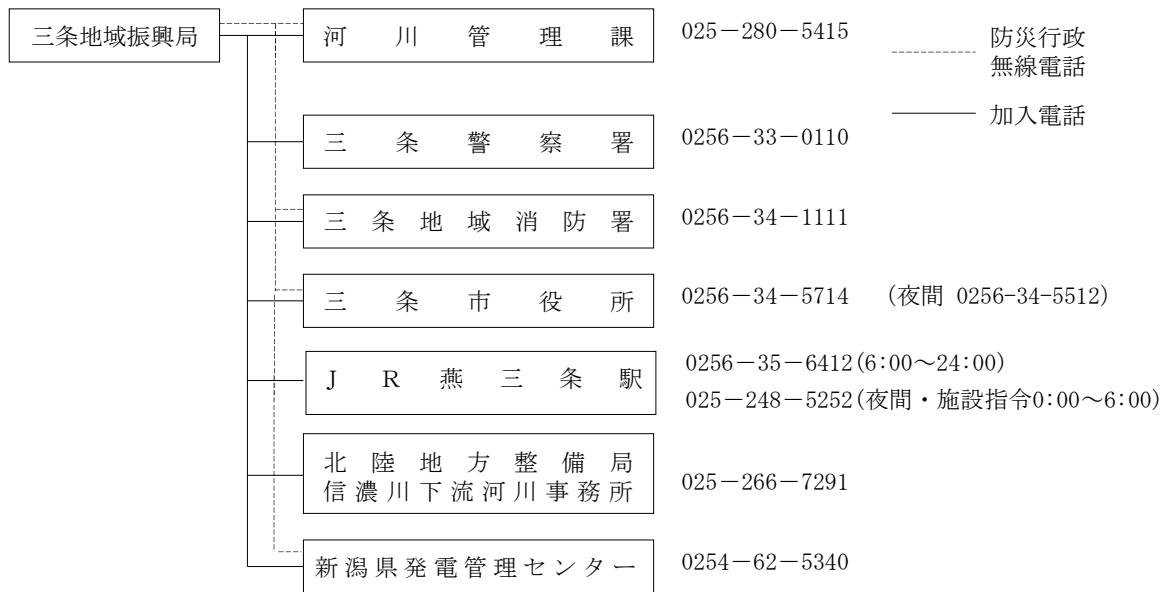
- 一 流入量が毎秒140立方メートルに達するまでは、コンジットゲート进行操作して放流を行い、放流量が毎秒140立方メートルに達した後は、コンジットゲートの開度を、放流量が毎秒140立方メートルに達した際の開度に固定して放流すること。
 - 二 貯水池の水位が標高196.0メートルに達したら1号オリフィスゲートを0.80メートル、2号クレストゲートを0.70メートルの開度に固定して放流すること。
- 2 局長は、非洪水期において、次の各号に定める方法により洪水調整を行わなければならない。
- 一 流入量が毎秒140立方メートルに達するまでは、コンジットゲート1門のみ进行操作して放流を行い、放流量が毎秒140立方メートルに達した後は、放流量が毎秒140立方メートルに達した際の開度に固定して放流すること。
 - 二 前号によって所要の放流を行うことができないときは、1号オリフィスゲート及び2号クレストゲートにより放流を行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第20条 局長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後（以下この条において「洪水調節等の後」という。）において、水位が制限水位又は常時満水位（以下この条において「制限水位等」という）を超えているときは、速やかに、水位を制限水位等に低下させるため、洪水調節を行った後においては、前条に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後には、毎秒140立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、放流を行うことができる。

(3) 連絡系統



13 大谷ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画高水流量	計画洪水流量	洪水
新潟県	五十嵐川	三条市大谷	m ³ /s 790	m ³ /s 1,420	m ³ /s 95

(2) ゲート操作

(大谷ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第10条 三条地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から三条地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想される時。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執った時は、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 新潟県土木部、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所、新潟地方気象台、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(3) 連絡系統



14 刈谷田川ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画洪水流量	洪 水
新潟県	刈谷田川	長岡市栃堀	m ³ /s 270	m ³ /s 45

(2) ゲート操作

(刈谷田川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第14条 長岡地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 新潟地方気象台から長岡地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 局長は、第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 ゲート並びにゲート操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転
その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第 16 条 局長は、洪水期において、洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が制限水位を超える場合には、あらかじめコンジットゲートを 2.0 メートルの一定開度にした常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、この限りではない。

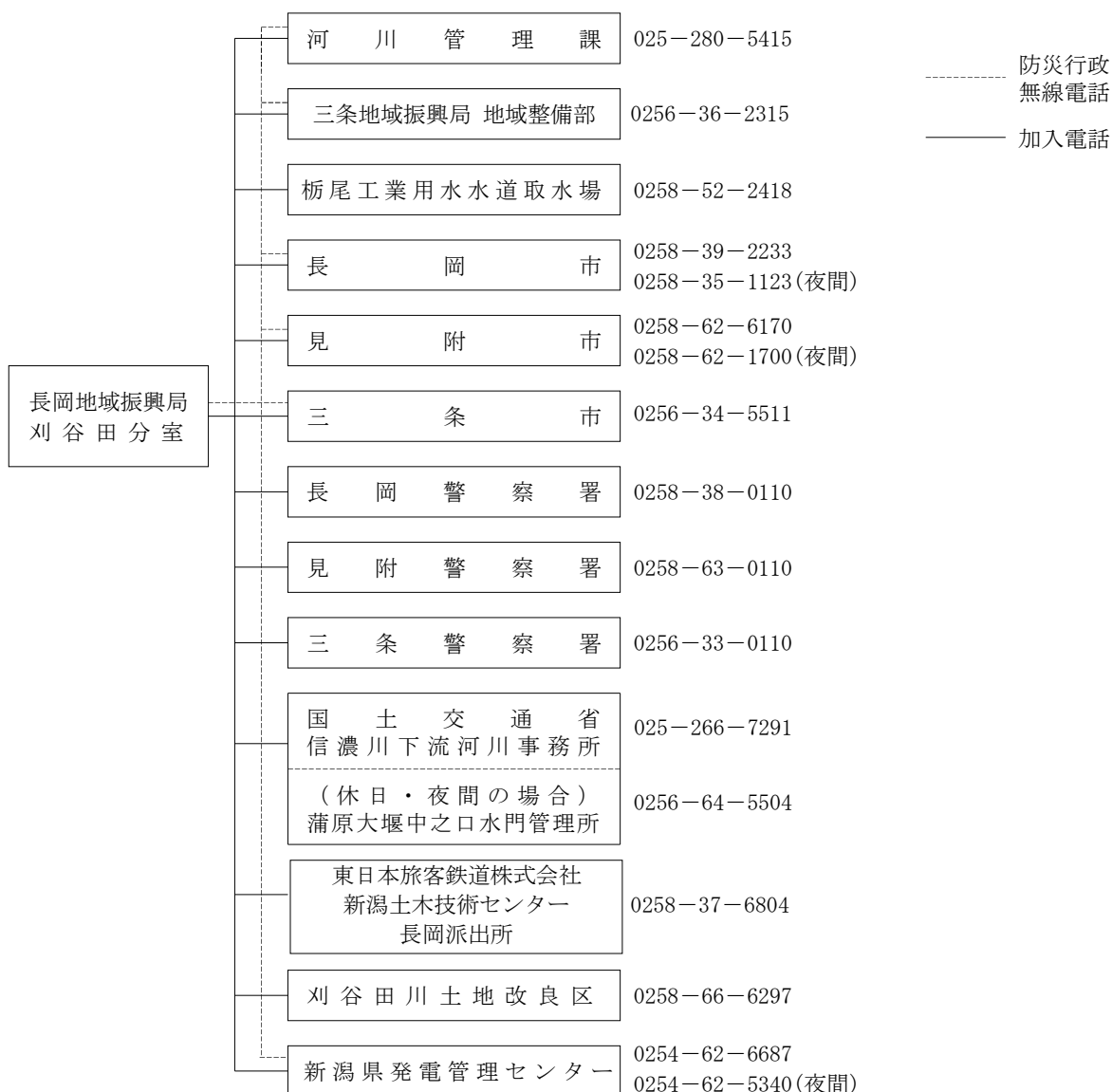
- 2 局長は、非洪水期において、流入量が毎秒 45.0 立方メートルに達するまでは、コンジットゲートを操作して放流を行い、流入量が毎秒 45.0 立方メートルに達した後は、ゲートを 1.5 メートルの一定開度にして放流することにより、洪水調節を行わなければならない。前項ただし書きの規定は、この場合において準用する。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 17 条 局長は、洪水期において、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を制限水位以下に低下させるものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、この限りではない。

- 2 局長は、非洪水期において、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては、前条に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては、毎秒 45 立方メートルの水量を限度としてダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(3) 連絡系統



15 破間川ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画洪水流量	洪水
新潟県	破間川	魚沼市大白川	m ³ /s 980	m ³ /s 84

(2) ゲート操作

(破間川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第13条 魚沼地域振興局長（以下「局長」という。）は洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水体制時における処置)

第14条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の点検その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第15条 洪水期における洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が制限水位を越える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

2 非洪水期における洪水調節および洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、非常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

(破間川ダムの操作細則抜すい)

(洪水警戒体制)

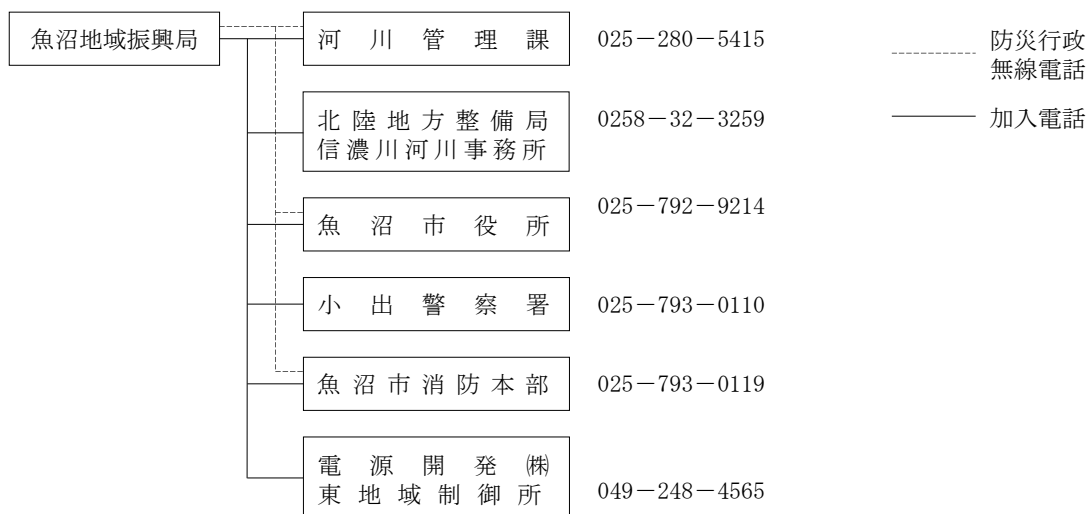
第4条 規則第13条に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当するような場合とする。

- 一 破間川ダム流域内（以下「流域内」という。）における各雨量観測所のいずれかで降りはじめからの雨量が70ミリメートルを超えると予想されるとき。
- 二 流域内の各雨量観測所のいずれかで1時間雨量が20ミリメートルを超えると予想されるとき。
- 三 台風が中心が東経133度から138度の範囲にあって、北緯33度を越えて北上を続け降雨が予想されるとき。
- 四 新潟地方気象台から降雨に関する警報が発せられたとき。
- 五 その他融雪等によって洪水が予想されるとき。

2 魚沼地域振興局長（以下「局長」という。）は、前項に掲げる場合の他、特に必要と認めるときは、洪水警戒体制を執ることができる。

3 局長は、規則第13条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3) 連絡系統



16 広神ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画洪水流量	洪水
新潟県	和田川	魚沼市小平尾	m ³ /s 410	m ³ /s 59

(2) 操作

(広神ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第10条 魚沼地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 新潟地方気象台から魚沼市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 局長は、第14条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置を執らなければならない。

一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第12条 洪水調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(広神ダム操作細則(案)抜すい)

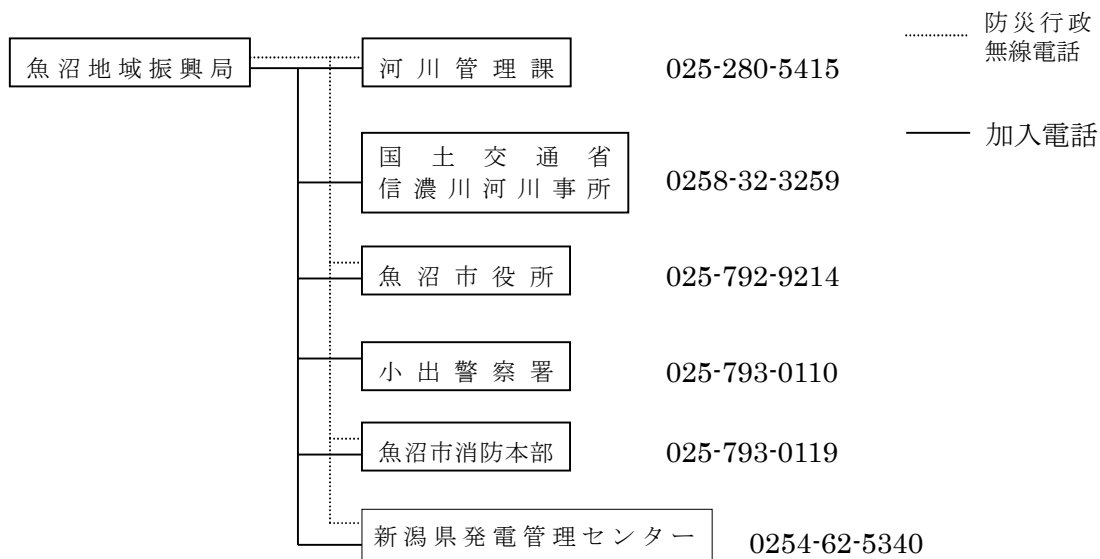
(洪水警戒体制)

第3条 規則第10条第1項第2号に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 広神ダム流域内（以下「流域内」という。）において連続雨量が69ミリメートルに達し、1時間の雨量が21ミリメートルを超えることが予想される時。
- 二 台風が中心が東経133度から138度の範囲にあって、北緯33度を越えて北上を続け降雨が予想される時。
- 三 その他融雪等によって洪水が予想される時。

2 魚沼地域振興局長（以下「局長」という。）は、規則第10条の規定により、洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

(3) 連絡系統



17 黒又川ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地点	計画洪水流量	洪水量	最大使用水量
電源開発株式会社	黒又川	魚沼市大白川	m ³ /s 780	m ³ /s 220	m ³ /s 42.4

(2) ゲート操作

(黒又川第一ダム操作規程抜すい)

第3章 洪水に対する措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第19条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備ならびに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条の第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に屋外で洪水時における作業を行うため必要な照明器具、及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダムおよび貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 別表第1の例により、北陸地方整備局長及び新潟県知事に対し法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水警戒時における措置)

第20条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯溜すること。
ただし、ダムからの放流は第11条の規定に適合しないこととなるときは、これに適合するため必要な最小限度において、これに適合するようにしてすること。
イ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位を超えているときは、次に掲げる順序により貯水池から流水を放流すること。
(イ) 洪水警戒時が始まった時から、第11条の規定によりダム放流に係る放流量を増加させ、貯水位を予備放流水位まで低下せしめること。
(ロ) 貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
ロ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当す

る流量の流水を貯水池から放流すること。

ハ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が予備放流水位により下っているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯溜し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第3号及び第4号ならびに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯溜すること。

ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 洪水時が始まった時から流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

ロ イに規定する時間が経過したときから、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て、貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間これを継続すること。

ハ ロに規定する時間が経過した時から、流入量が $220\text{m}^3/\text{s}$ になるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ニ イからハまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における貯水位が予備放流水位を下っているときは、貯水池からの放流をしながら、またはこれをしないで貯水池に流水を貯溜し、貯水位が予備放流水位と等しくなった以後においては、イからハまでの規定の例により貯水池から放流し、および貯水池に流水を貯溜すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダムおよび貯水池の管理上必要な措置。

附 則

この規程は、昭和44年11月19日から施行する。

(3) 連絡系統

黒又川第一ダム主任者	}	国土交通省信濃川河川事務所	0258-32-3259
		魚沼地域振興局	025-792-5882
		魚沼市役所	025-792-1000
		小出警察署	025-793-0110
		藪神ダム	025-797-2285

18 宮 中 取 水 ダ ム

(1) 基準数値等

管 理 者	河 川 名	地 点	計画洪水流量	洪 水 量	最大使用水量
J R 信濃川 発 電 所	信 濃 川	十日町市宮中	m ³ /s 5,600	m ³ /s 1,500	m ³ /s 316.96

(2) ゲート操作

(宮中取水ダム操作規程抜すい)

第 3 章 洪水に対する措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第20条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを捜査するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定による警告するためのサイレン、スピーカー、夜間に屋外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電燈その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 北陸地方整備局長及び新潟県知事に対し、別表第1の例による、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水警戒時における措置)

第21条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、調整池から放流しまたは調整池に流水を貯溜すること。
ただし、調整池からの放流は、第12条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を超えているときは、調整池から放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
ロ 洪水警戒時に至ったときにおける貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流入を貯溜し、貯水位が予備放流水位に等

しくなった時以後においては、流入量に相当する流入量の流水を調整池から放流すること。

(3) その他調整池及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次の定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯溜すること。

ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じさせないようにする。

イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を調整池から放流すること。

(イ) 洪水時に至った時から洪水吐ゲートが全開となる時までは流入量に相当する流量。

(ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、流入量が最大となるまでの間においては洪水吐ゲートを全開したとき生じた流入量に相当する流量。

(ハ) 流入量が最大となった時（以下「最大時」という。）から流入量と放流量が等しくなるまでの間においては、最大時における放流量。

(ニ) (ハ)に規定する時間が経過した時から洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量。

(ホ) (ニ)に規定する場合において流入量が再び増加を始めたときからは、流入量に相当する流量。

(ヘ) (ホ)に規定する時間が経過した以後においては、(ロ)(ハ)及び(ニ)の順序でそれぞれ各号の規定による放流量。

ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯流し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時からイ(ヘ)に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により調整池から放流すること。

ハ イ(ヘ)に規定する時間が経過した時以後においては調整池からの放流をしながら、又これをしないで調整池に流水を貯流すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水処理時における措置)

第23条 洪水処理時においては第21条に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水処理時に至った時において前条第1号のイの規定に基づき、放流していた流量を継続して、すみやかに貯水位を予備放流水位に等しくなるように努めること。

(2) 洪水処理時に至った時においては、貯水位が予備放流水位に等しい場合においては、流入量に相当する流量を放流すること。

(3) 洪水処理時に至った時における流入量が、洪水又はこれを下廻った流量の場合、再び洪水の発

生するおそれがないと認めるときは、調整池に流水を貯溜することができる。

ただし、流水を貯溜する間又は、貯留してから再び洪水が発生するおそれがあるときは、すみやかに(1)に準ずること。

附 則

1 この規定は、平成2年6月8日から施行する。

(3) 連絡系統

別表第1 (第14条、第19条、第20条第4号)

		通知の相手方		通知の方法	適 要
		名 称	相当機関の名称		
宮 中 ダ ム 主 任 者	(一)	新潟県知事	十日町地域振興局地域整備部	025-757-5526	
		同 上	長岡地域振興局地域整備部 小千谷維持管理事務所	0258-83-0855	
		十日町市長	十日町地域消防本部 消防署	025-757-1558	
		同 上	十日町市役所 総務課	025-757-3197	
		十日町警察署長	十日町警察署 地域課	025-752-0110	
		長 岡 市 長	長岡市役所 河川港湾課	0258-39-2233	
		小 千 谷 市 長	小千谷市役所 総務課	0258-83-3506	
		小千谷警察署長	小千谷警察署 地域課	0258-83-0110	
	(二)	北陸地方整備局長	信濃川河川事務所管理課	0258-32-3259	

19 三国川ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画洪水流量	洪水量	最大使用水量
国土交通省	三国川	南魚沼市清水瀬地先	m ³ /s 1,100	m ³ /s 80	m ³ /s 11.65

(2) ゲート操作

(三国川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第14条 三国川ダム管理所長（以下「所長」という）は、次の各号の一に該当するときは洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から南魚沼地域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

- 2 所長は、第 18 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第 15 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 北陸地方整備局、新潟地方気象台、信濃川河川事務所、東北電力株式会社長岡発電技術センター（以下「センター」という。）、その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート及びゲートの操作に必要な機械並びに器具の点検及び整備、その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第 16 条 所長は、洪水期間においては、流入量が洪水量に達し、水位が制限水位を超える場合には、サーチャージ水位において放流量が毎秒 100 立方メートルとなるゲート開度とし、自然放流により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 非洪水期間における洪水調節は、水位が常時満水位を超える場合は、非洪水期洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節の後における水位の低下)

第 17 条 所長は、洪水期間において前条項 1 項の規定により洪水調節を行った後においては、前条第 1 項の規定による放流により水位を制限水位に低下させるものとする。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、当該限度にかかわらず下流に支障を与えない程度の流量を限度としてダムから放流を行うことができる。

- 2 所長は、非洪水期間において、前条第 2 項の規定により洪水調節を行った後においては、非洪水期洪水吐から自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水に達しない流水の調節)

第 18 条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合は、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節の後における水位の低下)

第 19 条 所長は、洪水期間において、前条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後に、水位が制限水位を超えているときは、速やかに水位を制限水位に低下させるため、毎秒 80 立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、当該限度にかかわらず下流に支障を与えない程度の流量を限度としてダムから放流を行うことができる。

- 2 所長は、非洪水期間において、前条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後に、水位が常時満水位を超えているときは、非洪水期洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(3) 連絡系統

三国川ダム管理所	—	北陸地方整備局	025-280-8880
	—	北陸地方整備局信濃川河川事務所	0258-32-3259
	—	南魚沼地域振興局地域整備部	025-772-7959
	—	東北電力株式会社長岡発電技術センター	0258-33-7936
	—	五城土地改良区	025-775-3111
	—	南魚沼市役所	025-773-6660
	—	南魚沼警察署	025-770-0110
	—	南魚沼市水道課	025-774-3141

20 鯖石川ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地点	計画洪水流量	洪水
新潟県	鯖石川	柏崎市高柳町田代	m ³ /s 340	m ³ /s以上 80

(2) ゲート操作 (鯖石川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第11条 柏崎地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から柏崎市、上越市、十日町市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想される時。

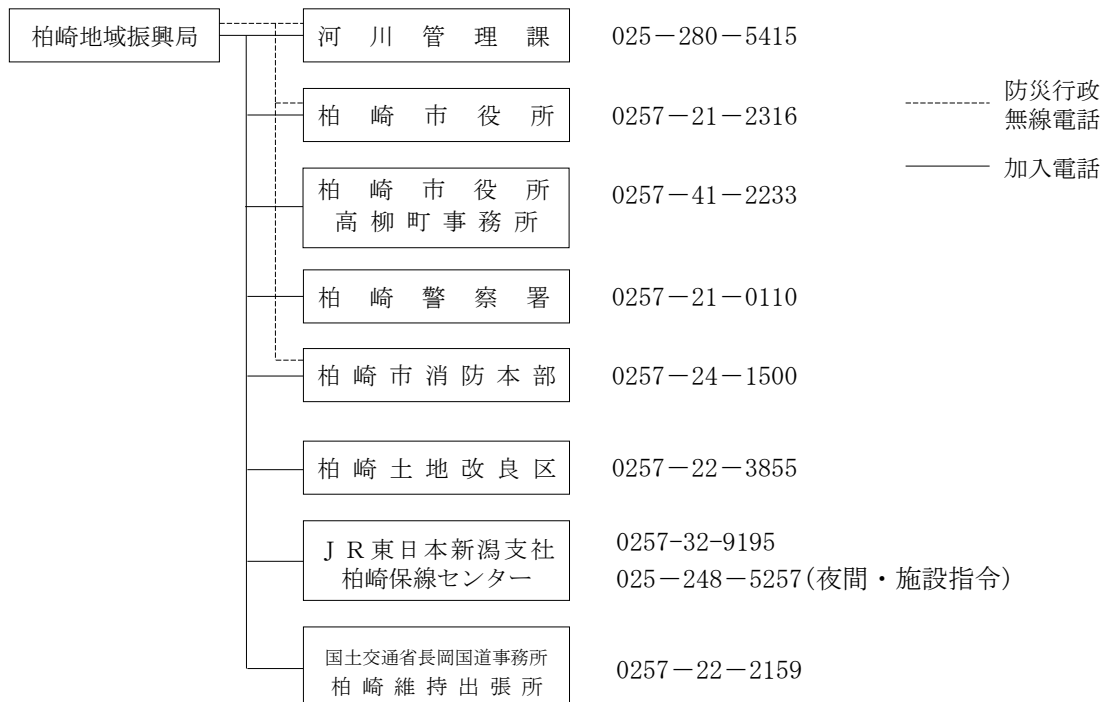
2 局長は、第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水調節)

第13条 局長は、水位が常時満水位を越える場合には、ゲート等の開度を一定とし、毎秒160立方メートルを限度として流水の放流を行うことにより洪水調節を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りではない。

(3) 連絡系統



21 城川ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画洪水流量	洪 水
新潟県	城川	十日町市室野	m ³ /s 51	m ³ /s以上 8

(2) ゲート操作

(城川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第10条 十日町地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 新潟県土木部河川管理課、北陸地方整備局その他の細則で定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認められる場合には、これを解除しなければならない。

(操作細則抜すい)

(洪水警戒体制)

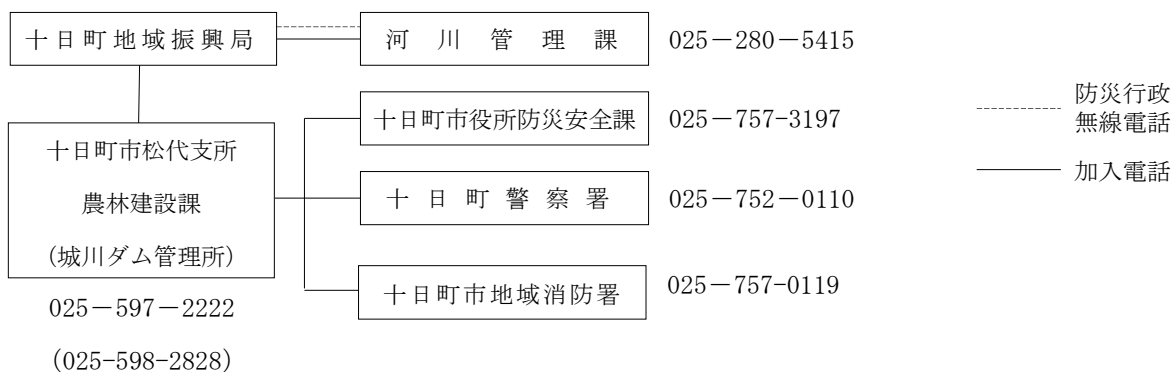
第3条 規則第10条第2号に規定する洪水の発生が予想されるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 城川ダム流域内における降り始めからの雨量が45ミリメートルを越えると予想されるとき。
- (2) 台風の中心が、東経133度から138度までの範囲において北緯33度に達し、さらに接近すると予想されるとき。
- (3) 融雪によって洪水が予想されるとき。

2 十日町地域振興局長（以下「局長」という。）は、前項各号に掲げる場合のほか、特に必要と認めるときは、洪水警戒体制をとることができる。

3 局長は、規則第10条の規定により洪水警戒体制をとった場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3) 連絡系統



22 正善寺ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画洪水流量	洪水
新潟県	正善寺川	上越市大字上正善寺	m ³ /s 100	m ³ /s以上 24

(2) ゲート操作

(正善寺ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第11条 上越地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から上越地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想される時。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 新潟県土木部、北陸地方整備局高田河川国道事務所、新潟地方気象台、その他細則で定める関係機関との連絡、気象、水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転、その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

(操作細則抜すい)

(洪水警戒体制)

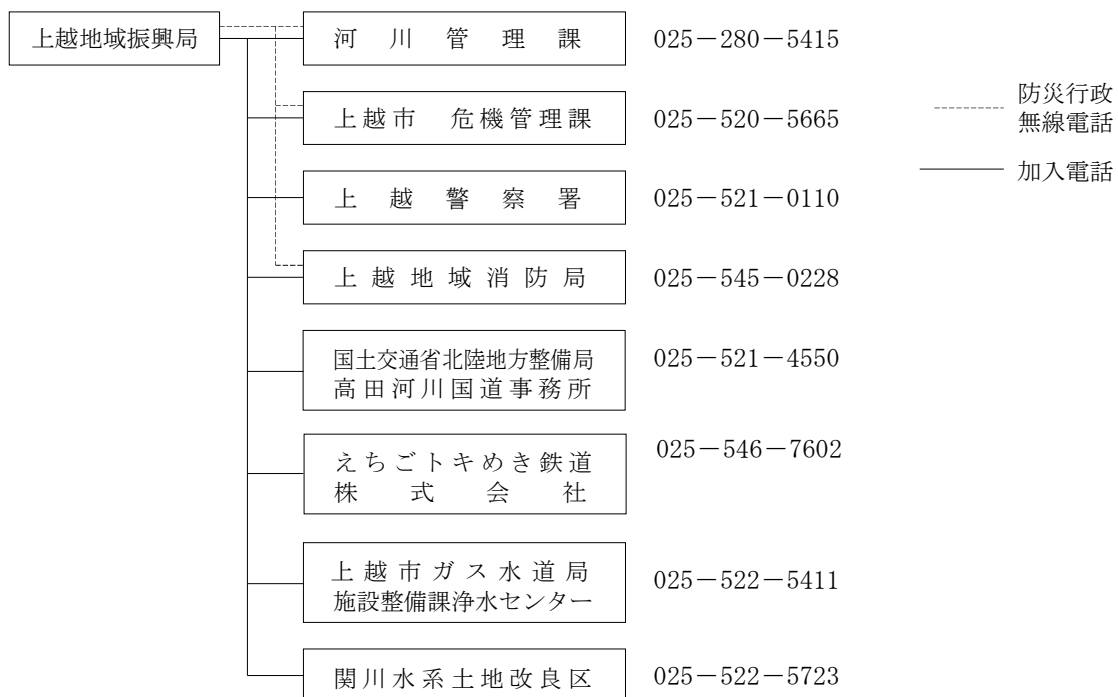
第3条 規則第11条第1項第2号に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 正善寺ダム流域内（以下「流域内」という。）において上湯谷雨量観測所、正善寺ダム雨量観測所（以下「各雨量観測所」という。）のいずれかで、雨量が70ミリメートルを超えると予想される時。
- 二 流域内の各雨量観測所のいずれかで、3時間雨量が35ミリメートルを超えると予想される時。
- 三 流域内の各雨量観測所のいずれかで、1時間雨量が20ミリメートルを超えると予想される時。
- 四 その他、融雪等によって洪水が予想される時。
- 五 台風の中心が東経133度から138度の範囲にあつて、北緯33度を越えて北上を続け降雨が予想される時。

2 上越地域振興局長（以下「局長」という。）は、前項に掲げる場合の他、特に必要と認めるときは、洪水警戒体制を執ることができる。

3 局長は、規則第11条の規則により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3) 連絡系統



23 柿崎川ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画洪水流量	洪 水
新潟県	柿崎川	上越市柿崎区上中山	m ³ /s 150	m ³ /s 20

(2) ゲート操作

(柿崎川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第11条 上越地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- (1) 新潟地方気象台から上越東頸城地域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- (2) その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置を執らなければならない。

- (1) 細則で定める関係機関との連絡及び、気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転、その他ダムの操作に関し必要な措置を執ること。

(洪水調節等)

第13条 局長は、洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 局長は、前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(操作細則抜すい)

(洪水警戒体制)

第3条 規則第11条第2号に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当する場合とする。

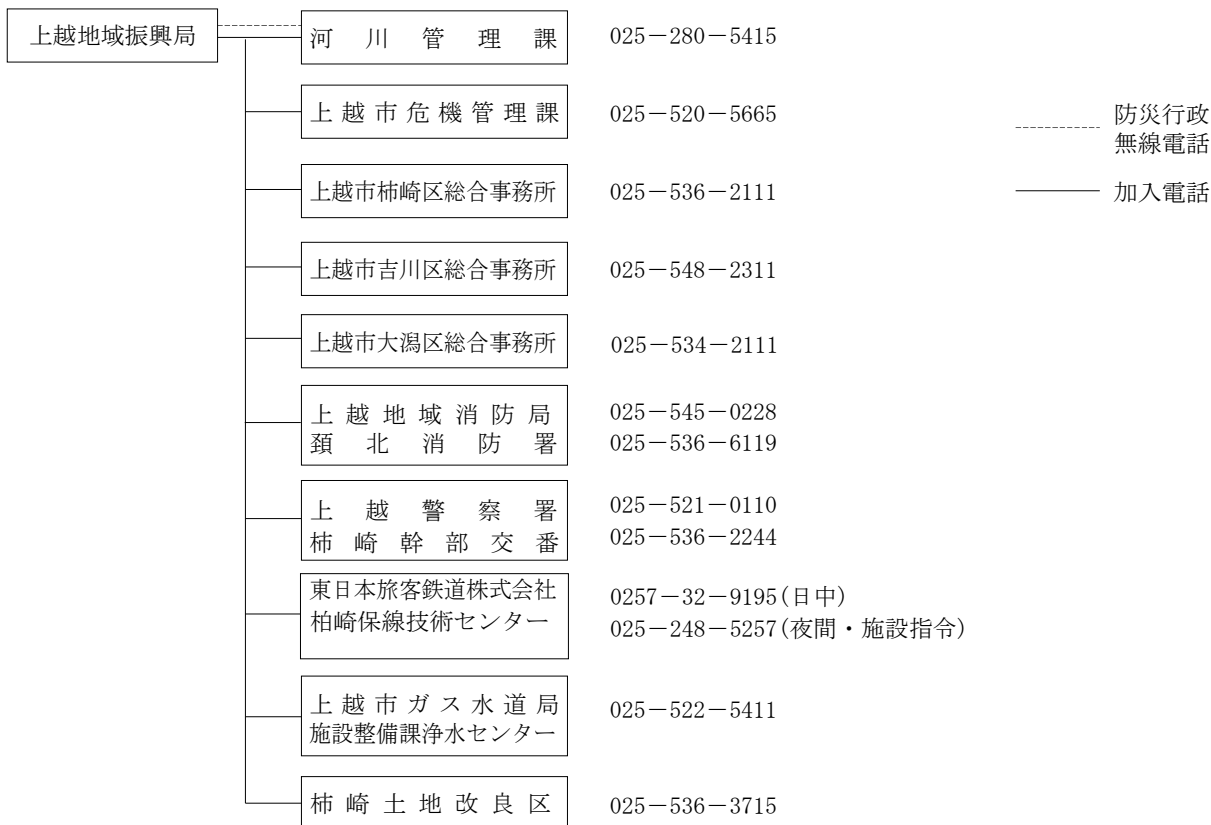
- (1) 柿崎川ダムの流域内（以下「流域内」という。）の24時間合計雨量が70ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (2) 今後、流域内において3時間合計雨量が35ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (3) 今後、流域内において1時間雨量が20ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (4) 台風の原因が東経133度から東経138度の範囲において、北緯33度を越えて北上を続け降雨が予

想されるとき。

(5) その他、融雪洪水等の発生が予想されるとき。

2 上越地域振興局長（以下「局長」という。）は、規則第11条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3) 連絡系統



24 久知川ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地点	計画洪水流量	洪水
新潟県	久知川	佐渡市下久知	m ³ /s 100	m ³ /s 14

(2) ゲート操作

(久知川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第11条 佐渡地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 新潟地方気象台から佐渡市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の点検、その他ダム の 操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(操作細則抜すい)

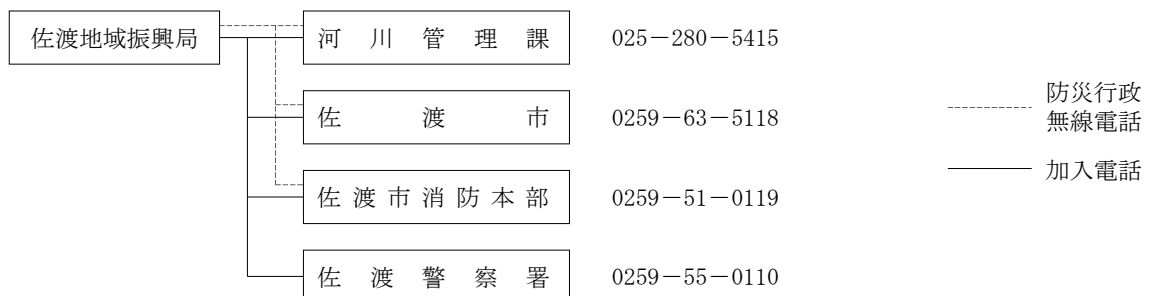
(洪水警戒体制)

第3条 規則第11条第2号に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 久知川ダム雨量観測所で連続雨量が70ミリメートルを超えると予想される時。
- 二 久知川ダム雨量観測所で3時間雨量が35ミリメートルを超えると予想される時。
- 三 久知川ダム雨量観測所で1時間雨量が20ミリメートルを超えると予想される時。
- 四 融雪によって洪水が予想される時。

2 佐渡地域振興局長（以下「局長」という。）は、規則第11条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3) 連絡系統



25 新保川ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地点	計画洪水流量	洪水
新潟県	新保川	佐渡市金井新保	m ³ /s 85	m ³ /s以上 14

(2) 洪水調節等

(新保川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第11条 佐渡地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から佐渡市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(操作細則抜すい)

(洪水警戒体制)

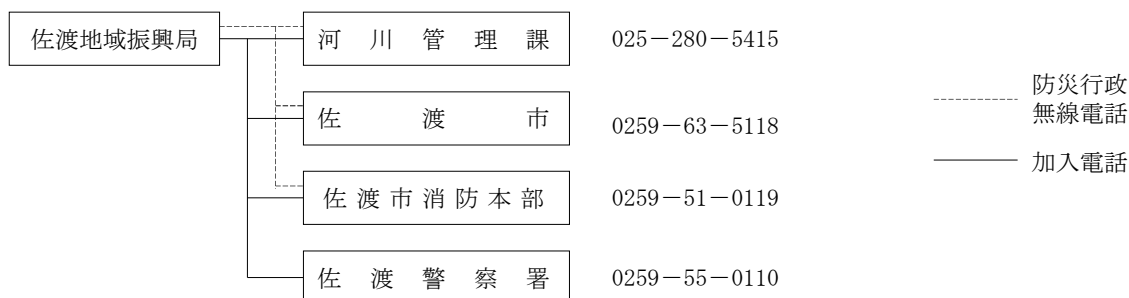
第3条 規則第11条第2号に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 新保川ダム雨量観測所で連続雨量が70ミリメートルを超えると予想されるとき。
- 二 新保川ダム雨量観測所で3時間雨量が35ミリメートルを超えると予想されるとき。
- 三 新保川ダム雨量観測所で1時間雨量が20ミリメートルを超えると予想されるとき。
- 四 融雪によって洪水が予想されるとき。

2 佐渡地域振興局長（以下「局長」という。）は、規則第11条の規定により洪水警戒体制を執った場合

における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3) 連絡系統



26 大野川ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地点	計画洪水流量	洪水
新潟県	大野川	佐渡市新徳大野	m ³ /s 86	m ³ /s以上 9.6

(2) ゲート操作

(大野川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第11条 佐渡地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から佐渡市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想される時。

2 局長は、第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の点検、その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第13条 局長は、流入量が毎秒9.6立方メートルに達するまでは、ジェットフローゲート又はホロージェットバルブを操作して放流を行い、流入量が毎秒9.6立方メートルに達した後は、ホロージェットバルブの開度を46%の一定開度に固定して放流することにより、洪水調節を行わなければならない。

ただし、気象、水象、その他の状況により、特に必要があると認める場合においては、この限りではない。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 局長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては、前条本文に定める方法による操作中における放流量のうちの最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては、毎秒9.6立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第15条 局長は気象、水象、その他の状況により、必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第16条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(操作細則抜すい)

(洪水警戒体制)

第3条 規則第11条第1項第2号に規定する洪水警戒体制は、次の各号に一に該当する場合とする。

- 一 大野川ダム雨量観測所で連続雨量が70ミリメートルを超えると予想される時。
- 二 大野川ダム雨量観測所で3時間雨量が35ミリメートルを超えると予想される時。
- 三 大野川ダム雨量観測所で1時間雨量が20ミリメートルを超えると予想される時。
- 四 融雪によって洪水が予想される時。

2 佐渡地域振興局長（以下「局長」という。）は、規則第11条の規定により、洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3) 連絡系統

